

	民事訴訟			刑事訴訟
	原告：区	原告：ご遺族	原告：SEC	
概要	【被告】 シンドラー社、シンドラー本社、SEC社、日本電力サービス社 【訴訟概要】 事故により被った損害13億8,419万2,575円の賠償	【被告】 シンドラー社、SEC社、日本電力サービス社、住宅公社、区 【訴訟概要】 事故により被った損害2億5,000万円の賠償	【被告】 住宅公社、区 【訴訟概要】 事故により被った損害10億円の一部である1,000万円の賠償	【被告人】 <<シンドラー社>> 元保守部長、元保守第2課長 <<SEC社>> 元代表取締役社長、元専務取締役、元メンテナンス部長 【起訴内容】 業務上過失致死罪
H20年		◆12月12日 提訴		
H21年		◆2月18日 第1回口頭弁論		◆3月30日 書類送検 ◆7月16日 起訴
H22年	◆7月6日 提訴 ◆10月20日 第1回口頭弁論			
H23年	原告・被告双方の主張の整理や証拠の提出等			
H24年				
H25年				◆3月11日 シンドラー社初公判 ◆9月3日 SEC社初公判 ◆10月15日 シンドラー社元保守部長病死のため公訴棄却
H26年			◆7月15日 提訴 ◆9月1日 第1回口頭弁論	
H27年	◆7月15日 第14回口頭弁論(弁論準備手続に付する決定) ◆10月22日 第1回弁論準備手続			◆9月29日 第一審(東京地裁)判決 ①シンドラー社 元保守第2課長 無罪(求刑：禁錮1年6か月) ②SEC社 元代表取締役社長 禁錮1年6か月 執行猶予3年(求刑：1年6か月) ③SEC社 元専務取締役 禁錮1年6か月 執行猶予3年(求刑：1年4か月) ④SEC社 元メンテナンス部長 禁錮1年2か月 執行猶予3年(求刑：1年2か月) → SEC社、検察ともに控訴
H28年			◆12月14日 第一審(東京地裁)判決 SEC社 請求棄却 ◆12月26日 SEC社 控訴	
H29年	◆2月3日 第6回弁論準備手続 裁判所より区に対して判決に向けた主張の整理と並行して、和解について検討するよう指示	◆9月27日 和解勧告 ◆11月24日 和解成立	◆6月14日 控訴審(東京高裁)判決 SEC社 控訴棄却 ◆6月26日 SEC社 上告 ◆11月15日 上告審(最高裁)判決 SEC社 上告棄却	
H30年	◆10月17日 第1回和解期日			控訴審(東京高裁)判決 ◆1月26日 シンドラー社1名 原判決維持(無罪) → 検察は上告せず無罪確定 ◆3月14日 SEC社3名 無罪判決 → 検察は上告せず無罪確定
R01年	◆7月25日 第9回和解期日 裁判所より和解勧誘案が提示 ◆10月1日 第10回和解期日 和解勧誘案について原告・被告が了承 ◆10月4日 和解勧誘 ◆12月11日 和解期日(和解成立予定)			
結果	継続中	和解	原告請求棄却	被告人4名 無罪

口頭弁論 14回

弁論準備手続 21回

和解期日 10回

口頭弁論 16回 弁論準備手続 14回 和解期日 8回